

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p>{<input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 の割合による金員</p> <p>{<input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{<input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日翌日 } から支払済みまで</p> <p style="text-align: center;">年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点（請求の原因）</p>	<p>原告は平成29年（2017年）1月より、オクラ、レンコン、山芋、納豆などのいわゆるネバネバ食品中の粘質物を「ムチン」と呼ぶ「明治百五十年の大過」の訂正に取り組んできたが（甲1）、そのきっかけをつくったのは原告の長年のクライアントである茨城県水戸市在住の看護師、中西京子さんのサトイモ研究である（甲2）。</p> <p>ムチン（mucin）とは元来、動物性の成分を指す医学・生理学用語である。しかし、21世紀に入り、健康増進や食育が国策化し、その中でも「日本らしさ」を象徴するネバネバ食材の効果・効能が喧伝され、同成分が植物や発酵食品に含まれるとする誤情報が国内で爆発的に拡散した。また、それに便乗した医薬品・医療機器等の詐欺的商法も蔓延った。この「ムチン騒乱」はひとえに訂正報道を恐れる「メディアの失敗」に帰せられる。</p> <p>今回の誤情報の主な発信源のひとつは、栄養士、管理栄養士、製菓衛生師、調理師などの養成機関が用いてきた食品や栄養に関する「教科書」であった。そのため、原告は初動の段階でその底本とされる国立健康・栄養研究所監修本を訂正させたのち、『食品学各論』『食品学2』の改訂を促した。一方、ネット上では、五明紀春元副学長（女子栄養大学）らが運営するウェブサイトを皮切りに、農林水産省や厚生労働省、文部科学省などの国の機関等はもちろん、（株）キューピーや味の素（株）などの大手企業サイトから個人の匿名ブログまでもを対象に、栄養士・管理栄養士発の誤情報の訂正にあたった。原告は、被告が連携する（公社）日本栄養士会とも協力関係にある。とくに中村丁次現会長は、神奈川県立保健福祉大学長として県当局の対応を後押しした（甲3）。また、（公社）静岡県栄養士会の訂正報道は、栄養士会としての訂正に先鞭をつけた（甲4）。しかし、被告は令和3年（2021年）7月6日、誤情報を再発した（甲5）。これは、全国の栄養士会の社会的信用や名誉を棄損させ、かつまた、訂正業務を妨げる行為でもある。よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使し、原告所定の月額基本料金1か月分に相当する金5万円を請求する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1：「明治百五十年の大過」の訂正について 甲2：看護師 中西京子さんのサトイモ研究 甲3：神奈川県保健福祉局保健医療部健康増進課長からのメール（2017年11月7日） 甲4：（公社）静岡県栄養士会ホームページ（2021年8月26日） 甲5：（公社）鳥取県栄養士会ホームページ（2022年7月5日）</p>